

日程第2 議案第16号

令和2年度 教育委員会の具体的な取組

施策	単位施策	具体的な取組	総合振興計画の取組	担当課所館								
				教育総務課	学校給食センター	学校教育課	教育研究所	社会教育課	中央公民館	文化センター		
1 学力日本一を目指す(知・徳・体)	1 子どもたちの学力(知)を伸ばす	1 学習内容を明確にした授業の実施 ・学校訪問、各種研修会、授業研究会の充実 ・英語「ラウンドシステム」の考え方を全学年、全教科で実施	☆ ☆			◎	○					
		2 学力向上対策の推進 ・「全国学力・学習状況調査」への取組 ・「埼玉県学力・学習状況調査」への取組 ・「総合的な学習の時間」のカリキュラム改善による、汎用的能力等の育成 ・学力向上補助員等の活用 ・「くまなびスクール」による補充学習の充実 ・研究委嘱事業の推進	☆			◎	○					
		3 特別支援教育の充実 ・特別支援教育支援員や特別支援教育サポーターの活用						◎				
	2 子どもたちの豊かな心(徳)を育む	1 学校・家庭・地域の連携による体験活動の推進 ・「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」、「スマホ使い方宣言」の取組 ・小中学校における進路指導・キャリア教育の充実	☆			◎	○					
		2 心の教育の充実 ・道徳の時間における子どもの心の「見える化」 ・実生活における道徳の「見える化」 ・命の大切さを学ぶ「生命(いのち)の授業」 ・学校図書館の充実	☆ ☆			◎	○					
		3 共生社会の推進やノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進 ・支援籍学習の推進						◎				
		4 積極的な生徒指導の推進 ・よりよい人間関係を築く学級経営の充実・向上 ・いじめの未然防止と早期対応				◎						
		5 児童生徒の実態に応じた教育相談 ・学習、友人関係、不登校、いじめ等についての教育相談の充実 ・就学児の実態に応じた適切な就学相談 ・熊谷市教育支援センター「さくら教室」における相談及び指導の充実 ・発達障害を含む障害のある児童生徒への相談及び支援						◎				
		6 幼稚園・保育所(園)と小学校との連携支援						◎				
	3 子どもたちの体力(体)を伸ばす	1 学校体育の充実 ・運動の特性や運動量を確保する授業の実践 ・体育指導専門員の活用 ・タグラグビー教室等の取組 ・体力向上推進委員会の取組	☆ ☆ ☆			◎						
		2 食育の充実		○	○	◎						
		3 学校保健の充実		◎								
	2 安全で快適な学校づくりを進める	1 学校の建物や設備を充実させる	1 教育施設等の整備 ・小中学校の適切な維持管理 ・小中学校校舎大規模改造の実施 ・小中学校トイレ整備(洋式化等)の推進	☆ ☆ ☆	◎							
			2 学校安全の充実		○		◎					
			3 教育情報機器の整備	☆	◎		○					
			4 安全でおいしい給食の提供 ・栄養バランスのとれた給食の提供 ・衛生管理の徹底 ・食物アレルギー児童生徒への対応 ・地産地消のための地元食材の使用	☆	◎	○						

施策	単位施策	具体的な取組	総合振興計画の取組	担当課所館						
				教育総務課	学校給食センター	学校教育課	教育研究所	社会教育課	中央公民館	文化センター
3 魅力ある生涯学習事業を充実させる	1 公民館等を充実させる	1 生涯学習講座の開設 ・生涯学習計画の策定 ・生涯学習の機会提供の充実	☆					○	◎	
		2 社会教育関係団体への支援	☆					◎	○	
		3 中央公民館の整備	☆						◎	
		4 社会教育指導体制の充実及び指導者・職員の資質向上						◎		
	2 図書館を充実させる	1 図書館利用の促進								◎
		2 地域読書活動の推進 ・子ども読書活動の推進 ・移動図書館サービス事業の推進 ・福祉配本事業の拡充	☆							◎
		3 美術・郷土資料展示室、教育普及活動の推進 ・資料の整備及び施設等の環境整備充実 ・企画展及び各種講座・講演会等の実施	☆							◎
		4 図書館から全国への情報発信 ・出版物等を活用した情報発信 ・写真俳句コンテストによる情報発信								◎
	3 スポーツ・文化村「くまびあ」を充実させる	1 生涯学習に関する自主事業の実施	☆						◎	
		2 利用団体への支援	☆						◎	
4 文化芸術活動を支援する	1 文化芸術活動を支援する	1 文化芸術活動を支援する ・文化芸術活動の機会創出、情報発信の充実 ・文化芸術団体への支援	☆ ☆					◎		
		2 プラネタリウム館の充実 ・幅広い内容の番組投影と観察体験の充実 ・新学習指導要領に合わせた学習投影番組の制作							◎	
	2 文化財の保護・継承を図る	1 西別府の幡羅官衙(はらかんが)遺跡群をはじめとした有形文化財等、文化遺産の保護と積極的な公開・活用	☆						◎	
		2 無形民俗文化財をはじめとする伝統文化の後継者育成と継承意識の醸成 ・市指定無形民俗文化財保存団体への補助 ・地域伝統芸能振興事業「地域伝統芸能今昔物語」の開催	☆						◎	
		3 市史の刊行 ・市史編さんに関する調査 ・歴史公文書の収集及び保存	☆						◎	
	5 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる	1 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる	1 家庭教育・地域活動の支援 ・放課後子供教室の充実 ・子どもセンター事業の充実 ・家庭教育講座や子育て支援事業の推進 ・学校施設の有効活用	☆ ☆ ☆	○					◎
2 教育経費への経済的支援				◎						
3 学校給食費の第三子以降無償化				◎						
2 コミュニティ・スクールを推進する		1 コミュニティ・スクール導入促進事業	☆			◎		○		
6 人権尊重のまちをつくる		1 人権啓発を推進し、人権意識の高揚を図る	1 市民啓発の充実と推進 ・人権問題研修会、講演会の開催 ・人権教育関係団体との連携 ・集会所事業等の効果的活用	☆ ☆						◎
	2 人権教育を推進し、人権尊重の心を育む					◎				
	2 人権教育を推進し、人権尊重の心を育む	1 人権教育の充実	☆			◎				
		2 人権教育研修の充実	☆			◎		○		
7 次世代のため、公共施設整理統合を推進する	1 施設の統廃合、再配置を効果的に推進する	1 施設分野別個別計画の策定・推進	☆	◎	○	○		○	○	○

日程第2 議案第17号

熊谷市学校適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示

熊谷市学校適応指導教室設置要綱（平成17年教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊谷市教育支援センター「さくら教室」設置要綱

第1条中「自立と学校生活」を「集団生活」に、「学校への復帰」を「社会的自立」に、「熊谷市学校適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）」を「熊谷市教育支援センター「さくら教室」」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び設置）

第2条 熊谷市教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
さくら教室	熊谷市スポーツ・文化村「くまびあ」内

第3条を次のように改める。

（支援内容及び業務）

第3条 さくら教室は、一人一人に応じて、次に掲げる支援を行う。

- (1) 集団生活への適応
- (2) 情緒の安定
- (3) 基礎学力の補充
- (4) 基本的生活習慣の改善
- (5) 学校復帰
- (6) 社会的自立

2 さくら教室は、前項の支援を行うため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 不登校児童生徒への適応指導に関すること。
- (2) 不登校児童生徒の社会的自立の支援に関すること。
- (3) 不登校児童生徒等及びその保護者並びに学校に対する教育相談

等に関すること。

(4) 相談及び指導に関する調査研究に関すること。

(5) その他必要と認める事項に関すること。

第4条中「適応指導教室」を「さくら教室」に、同条第2項中「前条第1号」を「前条第2項第1号及び第2号」に、「前条第2号」を「前条第2項第3号」に、「前条第3号及び第4号」を「前条第2項第4号及び第5号」に改める。

第5条第1項中「適応指導教室」を「さくら教室」に、「学校適応指導教室推進事業主任教育相談指導員及び学校適応指導教室推進事業教育相談指導員」を「さくら教室推進事業主任教育相談指導員及びさくら教室推進事業教育相談指導員」に改める。

第6条中「適応指導教室」を「さくら教室」に改める。

第7条中「告示」を「要綱」に、「適応指導教室」を「さくら教室」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

熊谷市学校適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示案新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行				
<p>熊谷市教育支援センター「さくら教室」設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 熊谷市立小・中学校(以下「学校」という。)における不登校児童生徒等に対し、<u>集団生活への適応に係わる指導等を行い、社会的自立に資するため、熊谷市教育支援センター「さくら教室」を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 熊谷市教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">さくら教室</td> <td style="text-align: center;">熊谷市スポーツ・文化村「くまびあ」内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(支援内容及び業務)</p> <p>第3条 さくら教室は、一人一人に応じて、次に掲げる支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 集団生活への適応 (2) 情緒の安定 (3) 基礎学力の補充 (4) 基本的生活習慣の改善 (5) 学校復帰 (6) 社会的自立 <p>2 さくら教室は、前項の支援を行うため、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>不登校児童生徒への適応指導に関すること。</u> (2) <u>不登校児童生徒の社会的自立の支援に関すること。</u> (3) <u>不登校児童生徒等及びその保護者並びに学校に対する教育相談等に関すること。</u> (4) <u>相談及び指導に関する調査研究に関すること。</u> (5) <u>その他必要と認める事項に関すること。</u> <p>(開設日等)</p> <p>第4条 さくら教室の開設日は、毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、熊谷市立小・</p>	名称	位置	さくら教室	熊谷市スポーツ・文化村「くまびあ」内	<p>熊谷市学校適応指導教室設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 熊谷市立小・中学校(以下「学校」という。)における不登校児童生徒等に対し、<u>自立と学校生活への適応に係わる指導等を行い、学校への復帰に資するため、熊谷市学校適応指導教室(以下「適応指導教室」という。)</u>を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 <u>適応指導教室の位置は、熊谷市スポーツ・文化村内とする。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第3条 <u>適応指導教室は、次に掲げる業務を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>不登校児童生徒への適応指導に関すること。</u> (2) <u>不登校児童生徒等及びその保護者並びに学校に対する教育相談等に関すること。</u> (3) <u>相談及び指導に関する調査研究に関すること。</u> (4) <u>その他必要と認める事項に関すること。</u> <p>(開設日等)</p> <p>第4条 <u>適応指導教室の開設日は、毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、熊谷市立</u></p>
名称	位置				
さくら教室	熊谷市スポーツ・文化村「くまびあ」内				

<p>中学校管理規則（平成17年教育委員会規則第16号）第3条第1項に規定する休日及び熊谷市スポーツ・文化村条例（平成25年条例第14号）第5条第1号に規定する休館日は、開設しないものとする。</p> <p>2 <u>さくら教室</u>の開設時間は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>前条第2項第1号及び第2号</u>に掲げる業務 午前9時30分から午後2時30分まで</p> <p>(2) <u>前条第2項第3号</u>に掲げる業務 午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) <u>前条第2項第4号及び第5号</u>に掲げる業務 午前8時45分から午後5時まで (主任指導員等の配置等)</p> <p>第5条 <u>さくら教室</u>の業務運営に当たり、<u>さくら教室推進事業主任教育相談指導員及びさくら教室推進事業教育相談指導員</u>（以下これらを「主任指導員等」という。）を置く。</p> <p>2 主任指導員等は、教育相談等に関し、豊かな識見と実践力を有する者のうちから、熊谷市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。</p> <p>3 主任指導員等の従事時間及び服務は、委員会が別に定める。</p> <p>4 主任指導員等に対する報酬は、第3条各号に掲げる業務の従事につき、毎年度予算の範囲内において支給する。 (庶務)</p> <p>第6条 <u>さくら教室</u>の庶務は、熊谷市立教育研究所において処理する。 (その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、<u>さくら教室</u>の運営及び主任指導員等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p>	<p>小・中学校管理規則（平成17年教育委員会規則第16号）第3条第1項に規定する休日及び熊谷市スポーツ・文化村条例（平成25年条例第14号）第5条第1号に規定する休館日は、開設しないものとする。</p> <p>2 <u>適応指導教室</u>の開設時間は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>前条第1号</u>に掲げる業務 午前9時30分から午後2時30分まで</p> <p>(2) <u>前条第2号</u>に掲げる業務 午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) <u>前条第3号及び第4号</u>に掲げる業務 午前8時45分から午後5時まで (主任指導員等の配置等)</p> <p>第5条 <u>適応指導教室</u>の業務運営に当たり、<u>学校適応指導教室推進事業主任教育相談指導員及び学校適応指導教室推進事業教育相談指導員</u>（以下これらを「主任指導員等」という。）を置く。</p> <p>2 主任指導員等は、教育相談等に関し、豊かな識見と実践力を有する者のうちから、熊谷市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。</p> <p>3 主任指導員等の従事時間及び服務は、委員会が別に定める。</p> <p>4 主任指導員等に対する報酬は、第3条各号に掲げる業務の従事につき、毎年度予算の範囲内において支給する。 (庶務)</p> <p>第6条 <u>適応指導教室</u>の庶務は、熊谷市立教育研究所において処理する。 (その他)</p> <p>第7条 この告示に定めるもののほか、<u>適応指導教室</u>の運営及び主任指導員等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p>
---	---

日程第2 議案第18号

熊谷市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。第3条第1項において「法」という。）第7条第1項に規定する指針（同項において「指針」という。）に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「教育職員」とは、熊谷市立の小学校、中学校及び幼稚園の校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。

(業務量の適切な管理等)

第3条 熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（指針に定める在校等時間をいう。次項において同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。次項において同じ。）を除いた時間について、次に掲げる時間を上限として教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童、生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた

時間を次に掲げる時間及び月数の上限として教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1か月について100時間未満
 - (2) 1年について720時間
 - (3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間
 - (4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間に45時間を超えて業務を行う月数について6か月
- (その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。